

大津市新型インフルエンザ等対策に係る 住民接種実施計画（素案）の概要

令和7年7月24日

大津市新型インフルエンザ等対策に関する有識者会議

1 本計画の根拠・位置づけ

1 根拠法令及び計画等

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第6条第1項に基づく
 新型インフルエンザ等対策政府行動計画
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第27条の2
- ・ 予防接種法第6条第3項

2 位置づけ

令和7年度改定予定の「大津市新型インフルエンザ等対策行動計画」の
ワクチンの項を補完するもの

3 策定の目的

新型インフルエンザ等の発生時に、国民の生命及び健康を保護するための
緊急かつ可能な限り多くの国民へのワクチン接種が、円滑に実施できるよう、

- ・ 集団接種の会場及び従事者
- ・ 市民への周知方法
- ・ 人権への配慮

等について、あらかじめ準備しておくこと。

2 素案の構成

<p>第1 法律上の位置づけ及び本市新型インフルエンザ等対策行動計画との関連</p>	<p>第3 広報・相談体制</p>
<p>第2 接種体制</p>	<p>1 住民への周知 (1) 接種情報の周知 (2) 未接種者への配慮 2 接種の通知</p>
<p>1 住民接種の定義等 2 住民接種の接種対象者 (1) 接種対象者の範囲 (2) 接種対象者の分類 (3) 接種要注意者 (4) 対象者数の試算</p>	<p>第4 接種情報の管理・報告</p>
<p>3 住民接種の体制 (1) 集団接種 (2) 個別接種・高齢者施設での接種 (3) 予約体制 4 対象者別の接種体制 (1) 接種体制 (2) 接種スケジュール 5 インフォームド・コンセント (1) 予診 (2) 16歳未満の対象者にかかる接種 6 接種にあたっての留意点 (1) 接種前 (2) 接種時 (3) 接種後</p>	<p>第5 ワクチンの確保</p> <p>1 接種対象者数の登録 2 ワクチン納付先の登録、卸業者の決定 3 卸業者との協定の締結 4 情報の共有体制 5 供給の体制</p>

3 本市の接種体制

(1) 集団接種

- ① 集団接種会場の確保
 - ・ 集団接種会場予定施設等と協定を締結
- ② 集団接種会場の人員確保
 - ・ 医師会や病院等と協定を締結
 - ・ 会場運営の委託
 - ・ 委託契約締結までの間は運営職員として市職員の動員を想定
- ③ 集団接種会場の運営・人員配置
 - ・ 接種対象者数、予診実施場所、接種実施場所等に必要職種、人員を踏まえた運営と人員配置
 - ・ 災害発生時の対応
- ④ 接種用具・ワクチンの保存管理
 - ・ 集団接種に必要と想定される物品の準備
 - ・ アナフィラキシー等の発生に対応するための薬品の準備
 - ・ 希釈充填前、希釈充填後、接種後のワクチンの管理
- ⑤ 緊急時の対応
 - ・ 事前に近隣医療機関や消防局と対応について調整

(2) 個別接種（高齢者施設での接種を含む）

- ・ ワクチンの安定した供給体制が整い次第開始
- ・ 市内の医療機関と委託契約
- ・ 施設で接種を実施する医療機関がワクチンを確保して接種を実施

4 集団接種に関する記載内容（案）

(1) 集団接種の対象者について

新型インフルエンザ等対策政府行動計画 予防接種に関するガイドラインにおける接種対象者の4群		本計画記載案
①医学的ハイリスク者	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎疾患を有する者 ・妊婦 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦はかかりつけ医での個別接種 ・基礎疾患等により、予防接種に対して注意を要すると医師が認める者は個別接種
②小児	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳以上16歳未満 ・1歳未満の小児の保護者 ・身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者 	集団接種・個別接種
③成人・若年者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住する市民のうち①②④に分類されない者 	集団接種・個別接種
④高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者 	集団接種・個別接種

4 集団接種に関する記載内容（案）

(2) 集団接種に係る人員確保のための協定について

協定相手方

大津市医師会、大津市歯科医師会、大津市薬剤師会

市内病院

(3) 接種会場の選定方法について

本計画記載案

以下の条件を満たす会場を選定

- ・ 階段利用の必要がなく、1フロアで対応できる。
- ・ 駐車場を保有している。
- ・ 空調設備がある。（接種者の体調管理のため）

4 集団接種に関する記載内容（案）

（4）警報発令時の集団接種中止の基準について

本計画記載案

原則、県内に暴風を含む警報が発表されている場合は中止、また大津市北部又は南部に特別警報が発表されている場合は当該地域については中止

<判断時間>

午前 7時時点で、午前の接種中止の判断

午前11時時点で、午後の接種中止の判断

夏期の実施においては、来場者の安全確保のため、予約時に熱中症予防に対する注意喚起を実施